

教育ローン利子補給制度

☎ 学務課 Tel.0299-77-7347

市では、教育ローンを利用している方の利子を補助します。

対象＝次のすべてを満たす方(先着順)

- 市内に1年以上住所があり、世帯に市税などの滞納がない
- 学校教育法に基づく、大学(短期大学を含む)、専門学校、高等専門学校(4学年以上)に子や弟・妹が在学し、日本政策金融公庫または市内に本・支店のある民間金融機関から教育資金を借りている
- 2024年度に入学または在学している

対象融資＝限度額300万円

対象期間＝申請年度(学年)～正規在学終了期間

利子補給率＝借り入れ利子の100%

申請先＝学務課(郵送可)

申請期間＝4月1日(月)～12月27日(金)

※予算額に到達した時点で受付終了

※現在受給している方は申請不要

※当座貸越方式など、契約方法や内容によって対象外の場合あり

提出書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります



2023年度定期監査の結果について

☎ 監査委員事務局 Tel.0299-90-1128

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

2024年1月12日

神栖市監査委員 池田 誠
神栖市監査委員 石井 由春

第1 監査の概要

1 監査の対象

2023年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について監査を行なった。

2 監査の対象部署

都市整備部(都市計画課、住宅政策課、開発審査課、道路整備課、施設管理課、下水道課)
産業経済部(農林課、観光振興課、地籍調査課、企業港湾商工課)
農業委員会(農業委員会事務局)

3 監査期間

2023年10月12日から2024年1月12日まで

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかおよび経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として、提出された関係書類の監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した結果、財務に関する事務および経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。

2024年度 神栖市奨学生を追加募集します

☎ 学務課 Tel.0299-77-7347



市では、経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学資金を貸与または給与します。

対象＝次のすべてを満たす方

- 世帯の市税などに未納がない
- 市内に1年以上住所を有する方の子弟
- 健康で学業・人物ともに優秀である
- ※成績や収入に基準があります

出願受付期間

4月1日(月)～15日(月)

午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

受付場所

学務課
※必要書類は4月15日(月)まで学務課、波崎教育事務所または市ホームページで入手可能

貸与(大学、専門学校生など)

資格＝2024年度に学校教育法に基づく「大学」「専門学校」「高等専門学校」に修学予定の方

定員＝2人

貸与額＝月額35,000円

返済期間＝貸与最終月の6カ月後から10年以内

※日本学生支援機構などの奨学金制度との併用可

※神栖市教育ローン利子補給金制度との併用不可

飯田愛子奨学基金

市奨学資金の貸与を申し込んだ方に、入学一時金も貸与しています。

定員＝2人

貸与額＝50万円 ※入学初年度のみ申請可

返済期間＝奨学資金貸与最終月の6カ月後から5年以内

※卒業後2年以内に教育の職に就き、引き続き2年以上在職した場合はその在職期間に応じ、奨学資金の返還の全部または一部の免除を受けることができます。条件などはお問い合わせください

給与(高校生)

修学後の返還は不要です。

資格＝次のすべてを満たす方

- 保護者が生活保護を受けている、またはこれに準ずる
- 2024年度に高等学校に就学予定

定員＝2人

給与額＝月額7,000円

※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります

